

保安規程変更届出書

原管発官R2第 78号  
令和2年 6月 29日

原子力規制委員会 殿  
経済産業大臣 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年 6月 5日

## 変 更 内 容

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に係る記載について、別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p style="text-align: center;">保安規程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed green; padding: 2px;">令和元年 10月 31日</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保安規程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed red; padding: 2px;">令和2年 6月 5日</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">改定日変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明												
<p>(主任技術者の選任) 第7条 当社の電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者 (2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 第1項の主任技術者の職位は、原則として、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう次表のとおりとし、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者から選任する。なお、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮する。</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者の選任については、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定第8条の定めるところによる。以下、第10条、第11条及び第12条において同じ。</p> <table border="1" data-bbox="397 758 1154 953"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>職位等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>副所長、部長又は技術系特別管理職</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>副所長、部長又は技術系特別管理職 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：複数の主任技術者を選任する場合は、少なくとも1名は、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者とする。</p> <p>(主任技術者補佐の選任) 第8条 必要に応じて主任技術者補佐を選任し、主任技術者の職務遂行を補佐させる。</p> <p>(主任技術者の職務等) 第9条 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督を行う。具体的には、次の各号に定める職務等を遂行する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導、助言すること。</p> <p>(2) 当社の電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導、助言を行うこと。</p> <p>(3) 法令に基づき行う使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行うこと。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づいて行う立入検査に、立会うこと。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査には予め定めた区分に従って検査に立会い、または検査記録について確認を行うこと。</p> <p>(6) 予め定められた点検すべき記録について、確認を行うこと。</p> <p>2 発電用原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p>	種別	職位等	電気主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職	ボイラー・タービン主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職 ※	<p>(主任技術者の選任) 第7条 当社の電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者 (2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 第1項の主任技術者の職位は、原則として、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう次表のとおりとし、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者から選任する。なお、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮する。</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者の選任については、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定第8条の定めるところによる。以下、第10条、第11条及び第12条において同じ。</p> <table border="1" data-bbox="1457 758 2214 953"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>職位等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>副所長、部長又は技術系特別管理職</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>副所長、部長又は技術系特別管理職 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：複数の主任技術者を選任する場合は、少なくとも1名は、工事、運転、保守などの業務に直接係らない者とする。</p> <p>(主任技術者補佐の選任) 第8条 必要に応じて主任技術者補佐を選任し、主任技術者の職務遂行を補佐させる。</p> <p>(主任技術者の職務等) 第9条 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督を行う。具体的には、次の各号に定める職務等を遂行する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導、助言すること。</p> <p>(2) 当社の電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導、助言を行うこと。</p> <p>(3) 原子炉等規制法に基づき行う使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行うこと。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づいて行う立入検査に、立会うこと。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査には予め定めた区分に従って検査に立会い、または検査記録について確認を行うこと。</p> <p>(6) 予め定められた点検すべき記録について、確認を行うこと。</p> <p>2 発電用原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p>	種別	職位等	電気主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職	ボイラー・タービン主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職 ※	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p>
種別	職位等													
電気主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職													
ボイラー・タービン主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職 ※													
種別	職位等													
電気主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職													
ボイラー・タービン主任技術者	副所長、部長又は技術系特別管理職 ※													

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>(主任技術者不在時の措置) 第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者(以下「代行者」という)をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。 2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置) 第11条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p>(主任技術者の解任) 第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不相当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法) 第13条 当社の電気工作物の保安業務に従事する者に対しては、次の各号に定める内容について、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行い、保安の徹底を期する。 (1) 電気事業法及びこれに関係する法令並びに保安規程の遵守に関する事項 (2) 当社の電気工作物の保安に関する知識、技術・技能の習得、向上に資する事項 (3) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習・訓練に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項 2 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育プログラムを定めるとともに、教育効果を定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育プログラムを改善する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 電気工作物の設置、改造</p> <p>(申請又は届出行為の確認) 第14条 電気工作物の設置、改造について、電気事業法及び関係法令等に基づく工事計画の申請又は届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、申請又は届出を行う必要がある場合には電気事業法及び関係法令等の規定に基づいて申請又は届出を行う手続きが取られたかどうかを確認する手続きを定める。</p>	<p>(主任技術者不在時の措置) 第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者(以下「代行者」という)をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。 2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置) 第11条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p>(主任技術者の解任) 第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不相当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法) 第13条 当社の電気工作物の保安業務に従事する者に対しては、次の各号に定める内容について、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行い、保安の徹底を期する。 (1) 電気事業法及びこれに関係する法令並びに保安規程の遵守に関する事項 (2) 当社の電気工作物の保安に関する知識、技術・技能の習得、向上に資する事項 (3) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習・訓練に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項 2 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育プログラムを定めるとともに、教育効果を定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育プログラムを改善する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 電気工作物の設置、改造</p> <p>(申請又は届出行為の確認) 第14条 電気工作物の設置、改造について、電気事業法及び関係法令等に基づく工事計画、<u>原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画</u>の申請又は届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、申請又は届出を行う必要がある場合には電気事業法、<u>原子炉等規制法</u>及び関係法令等の規定に基づいて申請又は届出を行う手続きが取られたかどうかを確認する手続きを定める。</p>	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p>(巡視、点検、検査及び補修等の実施)</p> <p>第15条 (当社原子力発電所及び原子力建設所)          当社の電気工作物の保安を確保するため、保安規定第107条の定めるところにより*1、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態に応じ、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(3) 当社の電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>*1：第2条第1項に定める自家用電気工作物、及び保安規定制定以前の原子力建設所に係る電気事業の用に供する電気工作物については、保安規定第107条に定めるところの限りではない。</p> <p>(法定事業者検査の実施)</p> <p>第16条 当社の電気工作物に関して法定事業者検査を行うことが定められているものについては、適切に当該検査の手順を確立・文書化し、これに従い適切に実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと法令に従い検査を行うとともに、検査の結果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。</p> <p>2 法定事業者検査において外部発注する際は、仕様書等により発注範囲、検査方法等を明確にし、原子力発電工作物に関しては第25条に基づき、また、原子力発電工作物以外に関しては第25条を準用することで、当該検査が仕様書等に基づいて行われているか管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 当社の電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、ただちに必要な応急措置を講ずるとともに引続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 当社の電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指</p>	<p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p>(巡視、点検、検査及び補修等の実施)</p> <p>第15条 (当社原子力発電所及び原子力建設所)          当社の電気工作物の保安を確保するため、保安規定に定める施設管理計画の定めるところにより*1、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態に応じ、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(3) 当社の電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>*1：第2条第1項に定める自家用電気工作物、及び保安規定制定以前の原子力建設所に係る電気事業の用に供する電気工作物については、保安規定に定める施設管理計画に定めるところの限りではない。</p> <p>(法定事業者検査の実施)</p> <p>第16条 当社の電気工作物に関して法定事業者検査を行うことが定められているものについては、適切に当該検査の手順を確立・文書化し、これに従い適切に実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと法令に従い検査を行うとともに、検査の結果を第26条に基づき記録し、必要な期間保存する。</p> <p>2 法定事業者検査において外部発注する際は、仕様書等により発注範囲、検査方法等を明確にし、原子力発電工作物に関しては第25条に基づき、また、原子力発電工作物以外に関しては第25条を準用することで、当該検査が仕様書等に基づいて行われているか管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 当社の電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、ただちに必要な応急措置を講ずるとともに引続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 当社の電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 当社の電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指</p>	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>その2 原子力発電所(柏崎刈羽原子力発電所) (1) 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>※1 原子力発電所主任技術者(電気)</p> <p>※2 発電所原子力主任技術者(電気)</p> <p>※3 (次項に示す)</p> <p>※1: 原子力発電工作物に関する保安活動の評価・改善          ※2: 発電用原子炉主任技術者は、原子力・立地本部長が選任し、原子力発電所に駐在</p>	<p>その2 原子力発電所(柏崎刈羽原子力発電所) (1) 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>※1 原子力発電所主任技術者(電気)</p> <p>※2 発電所原子炉主任技術者(電気)</p> <p>※3 (次項に示す)</p> <p>※1: 原子力発電工作物に関する保安活動の評価・改善          ※2: 発電用原子炉主任技術者は、原子力・立地本部長が選任し、原子力発電所に駐在</p>	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明																																																																												
<p>※3</p> <table border="0"> <tr> <td>保全総括 G</td> <td>[原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>タービン G</td> <td>[原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>原子炉 G</td> <td>[原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>高経年化評価 G</td> <td>[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>電気機器 G</td> <td>[原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>計測制御 G</td> <td>[原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>環境施設 G</td> <td>[廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理設備 G</td> <td>[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>保安革新業務 G</td> <td>[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>電子通信 G</td> <td>[電子通信設備の運用、保守管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>直営作業 G</td> <td>[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>土木 G</td> <td>[原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>補修 G</td> <td>[原子炉施設のうち補修設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> </table> <p>※4 (次項に示す)</p> <table border="0"> <tr> <td>第二 電 G</td> <td>[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>当 直</td> <td>[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>作業管理 G</td> <td>[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>運転評価 G</td> <td>[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]</td> </tr> <tr> <td>燃料 G</td> <td>[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]</td> </tr> </table>	保全総括 G	[原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う]	タービン G	[原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]	原子炉 G	[原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]	高経年化評価 G	[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5	電気機器 G	[原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う]	計測制御 G	[原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]	環境施設 G	[廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う] ※5	廃棄物処理設備 G	[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5	保安革新業務 G	[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]	電子通信 G	[電子通信設備の運用、保守管理に関する業務を行う] ※5	直営作業 G	[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う] ※5	土木 G	[原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5	補修 G	[原子炉施設のうち補修設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5	第二 電 G	[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]	当 直	[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]	作業管理 G	[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]	運転評価 G	[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]	燃料 G	[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]	<p>※3</p> <table border="0"> <tr> <td>保全総括 G</td> <td>[原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>タービン G</td> <td>[原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>原子炉 G</td> <td>[原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>高経年化評価 G</td> <td>[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>電気機器 G</td> <td>[原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>計測制御 G</td> <td>[原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>環境施設 G</td> <td>[廃棄物処理設備の保守の総括、施設管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理設備 G</td> <td>[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>保安革新業務 G</td> <td>[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>電子通信 G</td> <td>[電子通信設備の運用、施設管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>直営作業 G</td> <td>[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>土木 G</td> <td>[原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>補修 G</td> <td>[原子炉施設のうち補修設備に係る施設管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>モバイル設備管理 G</td> <td>[電源機器等損失時に必要となる可搬式設備に係る施設管理に関する業務を行う] ※5</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア管理 G</td> <td>[発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う] ※5</td> </tr> </table> <p>※4 (次項に示す)</p> <table border="0"> <tr> <td>第二 電 G</td> <td>[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>当 直</td> <td>[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>作業管理 G</td> <td>[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td>運転評価 G</td> <td>[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]</td> </tr> <tr> <td>燃料 G</td> <td>[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]</td> </tr> </table>	保全総括 G	[原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う]	タービン G	[原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う]	原子炉 G	[原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う]	高経年化評価 G	[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5	電気機器 G	[原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う]	計測制御 G	[原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う]	環境施設 G	[廃棄物処理設備の保守の総括、施設管理に関する業務を行う] ※5	廃棄物処理設備 G	[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5	保安革新業務 G	[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]	電子通信 G	[電子通信設備の運用、施設管理に関する業務を行う] ※5	直営作業 G	[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う]	土木 G	[原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う]	補修 G	[原子炉施設のうち補修設備に係る施設管理に関する業務を行う]	モバイル設備管理 G	[電源機器等損失時に必要となる可搬式設備に係る施設管理に関する業務を行う] ※5	ソフトウェア管理 G	[発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う] ※5	第二 電 G	[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]	当 直	[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]	作業管理 G	[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]	運転評価 G	[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]	燃料 G	[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p> <p>柏崎刈羽のグループの設置に伴う変更</p>
保全総括 G	[原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う]																																																																													
タービン G	[原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]																																																																													
原子炉 G	[原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]																																																																													
高経年化評価 G	[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5																																																																													
電気機器 G	[原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う]																																																																													
計測制御 G	[原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]																																																																													
環境施設 G	[廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
廃棄物処理設備 G	[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5																																																																													
保安革新業務 G	[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]																																																																													
電子通信 G	[電子通信設備の運用、保守管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
直営作業 G	[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う] ※5																																																																													
土木 G	[原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
補修 G	[原子炉施設のうち補修設備に係る保守管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
第二 電 G	[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]																																																																													
当 直	[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]																																																																													
作業管理 G	[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]																																																																													
運転評価 G	[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]																																																																													
燃料 G	[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]																																																																													
保全総括 G	[原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う]																																																																													
タービン G	[原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
原子炉 G	[原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
高経年化評価 G	[原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の経年劣化に関する技術評価の総括に関する業務を行う] ※5																																																																													
電気機器 G	[原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
計測制御 G	[原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
環境施設 G	[廃棄物処理設備の保守の総括、施設管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
廃棄物処理設備 G	[廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う] ※5																																																																													
保安革新業務 G	[保安革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]																																																																													
電子通信 G	[電子通信設備の運用、施設管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
直営作業 G	[原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う]																																																																													
土木 G	[原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
補修 G	[原子炉施設のうち補修設備に係る施設管理に関する業務を行う]																																																																													
モバイル設備管理 G	[電源機器等損失時に必要となる可搬式設備に係る施設管理に関する業務を行う] ※5																																																																													
ソフトウェア管理 G	[発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う] ※5																																																																													
第二 電 G	[原子炉施設の運用管理に関する業務を行う]																																																																													
当 直	[原子炉施設の運転に関する業務 (作業管理G所管業務除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う]																																																																													
作業管理 G	[原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う]																																																																													
運転評価 G	[原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務 (発電G所管業務を除く。)を行う]																																																																													
燃料 G	[燃料の管理に関する業務 (当直所管業務を除く。)を行う]																																																																													

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>※4</p> <p>(注) 当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保守協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>	<p>※4</p> <p>(注) 当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保守協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴う反映</p> <p>柏崎刈羽のグループの設置に伴う変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕改定前後表

		改 定 前				改 定 後				説 明
別表第2 (第15条第1項(1)) 巡視、点検及び検査項目に関する標準										
設備別	巡 視	頻 度	点 検 ( 検 査 含 む )			備 考				
			機器設備	項 目	頻 度					
原 子 力 発 電 設 備	原子力発電設備全般 (*) (2) 1回/日	蒸気タービン 発 電 機 主要変圧器 主要遮断器	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルによる	(*) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。 (*) 原子力建設所の巡視頻度は、別表第3に示す、マニュアルによる。				
							電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/6年	電力保安通信設備全般 (*) (2) (3) 1回/3年	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/2年 1回/4年	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/2年 1回/4年
電力保安通信設備	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/6年	無	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルによる	(*) 架空通信線路の巡視は、1回/5年とする。 (*) 自動監視連絡や運用者申告などにより設備異常の把握が可能であり、設備保安上問題ない設備については、巡視・点検を省略することができる。 (*) 原子力建設所の巡視頻度は、別表第3に示す、マニュアルによる。				
需要設備	需要設備全般 (*) 1回/月	主要機器 電	外部点検 絶縁抵抗測定等	絶縁抵抗測定等	1回/2年 1回/4年	(*) 電路については1回/2年、低圧機器については1回/4年とする。 (*) 低圧機器については1回/4年とする。				
[説明] 1. 本文第15条(2)項、第19条及び第20条に基づいて、上記の巡視、点検(検査含む)の他に、必要の都度巡視、点検及び検査を行う。 2. 積電期又は災害発生時等、巡視員に危険が生ずる恐れのある場合は、上記の巡視の頻度を変更することができる。 3. 点検項目番号説明 ・外部点検：内部点検が可能な構造の設備を、外部からの目視および器具等により各部の点検を行う。 ・測定試験：測定器を用いて各種の測定を行う。										
別表第2 (第15条第1項(1)) 巡視、点検及び検査項目に関する標準										
設備別	巡 視	頻 度	点 検 ( 検 査 含 む )			備 考				
			機器設備	項 目	頻 度					
原 子 力 発 電 設 備	原子力発電設備全般 (*) (2) 1回/日	蒸気タービン 発 電 機 主要変圧器 主要遮断器	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルによる	(*) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。 (*) 原子力建設所の巡視頻度は、別表第3に示す、マニュアルによる。				
							電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/6年	電力保安通信設備全般 (*) (2) (3) 1回/3年	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/2年 1回/4年	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/2年 1回/4年
電力保安通信設備	電力保安通信設備全般 (*) (2) 1回/6年	無	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルに基づき作成する保全計画による	別表第3に示す、マニュアルによる	(*) 架空通信線路の巡視は、1回/5年とする。 (*) 自動監視連絡や運用者申告などにより設備異常の把握が可能であり、設備保安上問題ない設備については、巡視・点検を省略することができる。 (*) 原子力建設所の巡視頻度は、別表第3に示す、マニュアルによる。				
需要設備	需要設備全般 (*) 1回/月	主要機器 電	外部点検 絶縁抵抗測定等	絶縁抵抗測定等	1回/2年 1回/4年	(*) 電路については1回/2年、低圧機器については1回/4年とする。 (*) 低圧機器については1回/4年とする。				
[説明] 1. 本文第15条(2)項、第19条及び第20条に基づいて、上記の巡視、点検(検査含む)の他に、必要の都度巡視、点検及び検査を行う。 2. 積電期又は災害発生時等、巡視員に危険が生ずる恐れのある場合は、上記の巡視の頻度を変更することができる。 3. 点検項目番号説明 ・外部点検：内部点検が可能な構造の設備を、外部からの目視および器具等により各部の点検を行う。 ・測定試験：測定器を用いて各種の測定を行う。										

東通のマニュアル名称変更を反映

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明																				
<p>別表第3 (第9, 13, 15, 18, 20, 26条) 関係規程・マニュアル類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>規 程, マ ニ ュ ア ル 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程</td> </tr> <tr> <td>原子力関係</td> <td>運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td>建物関係</td> <td>建物管理保全基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>防災業務計画 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等	共通	規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程	原子力関係	運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル	建物関係	建物管理保全基本マニュアル	その他	防災業務計画 原子力事業者防災業務計画	<p>別表第3 (第9, 13, 15, 18, 20, 26条) 関係規程・マニュアル類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>規 程, マ ニ ュ ア ル 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程</td> </tr> <tr> <td>原子力関係</td> <td>運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検要領 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td>建物関係</td> <td>建物管理保全基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>防災業務計画 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等	共通	規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程	原子力関係	運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検要領 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル	建物関係	建物管理保全基本マニュアル	その他	防災業務計画 原子力事業者防災業務計画	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴うマニュアル名称変更を反映</p> <p>東通のマニュアル名称変更を反映</p>
部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等																					
共通	規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程																					
原子力関係	運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル																					
建物関係	建物管理保全基本マニュアル																					
その他	防災業務計画 原子力事業者防災業務計画																					
部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等																					
共通	規程・マニュアル類管理規程 電気事故報告規程																					
原子力関係	運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 建設基本マニュアル 東通原子力建設所 巡視・点検要領 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 文書及び記録管理基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル 保安管理基本マニュアル																					
建物関係	建物管理保全基本マニュアル																					
その他	防災業務計画 原子力事業者防災業務計画																					
<p>別表第4 (第22, 23, 24, 25条) 保安のために必要な文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>規 程, マ ニ ュ ア ル 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力関係</td> <td>運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等	原子力関係	運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル	<p>別表第4 (第22, 23, 24, 25条) 保安のために必要な文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>規 程, マ ニ ュ ア ル 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力関係</td> <td>運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等	原子力関係	運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル	<p>検査制度見直しによる保安規定の変更に伴うマニュアル名称変更を反映</p>												
部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等																					
原子力関係	運転管理基本マニュアル 保守管理基本マニュアル 検査及び試験基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル																					
部 門	規 程, マ ニ ュ ア ル 等																					
原子力関係	運転管理基本マニュアル 施設管理基本マニュアル 使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル 原子力品質監査基本マニュアル 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル 調達管理基本マニュアル																					

## 添 付 書 類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 検査制度見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う反映のため。
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所のグループの設置に伴う変更のため。
- (3) 記載の適正化。